

国立大学法人旭川医科大学の中期計画新旧対照表

現 行	変 更 案	変 更 理 由
VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1 重要な財産を譲渡する計画 <u>該当なし</u>	VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1 重要な財産を譲渡する計画 <u>・職員宿舎の土地（北海道旭川市緑が丘2条4丁目7番、8番、10番2号 4,101.49平方メートル）を譲渡する。</u>	当該宿舎は空き家となっており、資産の有効活用が出来ていない状況であり、今後有効活用の見込みがないことから譲渡するもの。

旭川医科大学－1

（備考）

1. 中期目標、中期計画共に変更する場合は、それぞれ別葉で作成してください。
2. 変更する箇所（現行、変更案両方）にアンダーラインを引いてください。
3. 変更のない項目については記載の必要はありません。
4. 様式は、A4横の用紙に横書きとしてください。
5. 新旧対照表の枚数が複数になる場合は、両面印刷（長辺開き）とし、ホチキスはせず、クリップで留めてください。また、ページを記載してください。
6. 国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第28条の4に基づき、国立大学法人評価の結果を適切に反映させることが必要であり、そのために中期計画を変更する場合は、その旨を変更理由欄に明記してください。